

## 鹿沼・栗野合併 20 周年祝い隊設置要綱

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、鹿沼・栗野合併 20 周年祝い隊（以下「祝い隊」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第 2 条 祝い隊は、旧鹿沼市と旧栗野町の合併 20 周年を記念し、市民と共創し、事業を実施することで、本市の一体感をより高めるとともに、鹿沼市を市内外に P R し、まちづくりに資することを目的とする。

### (職 務)

第 3 条 祝い隊は、旧鹿沼市と旧栗野町の合併 20 周年記念事業の企画及び実施・運営を担うものとする。

### (組 織)

第 4 条 祝い隊は、公募による市民 1 0 名程度及び市職員で組織する。

2 祝い隊の構成員のうち、市民にあっては公募に応募した者のうちから前条に定める職務を実行できるものを市長が委嘱し、市職員については市長が任命する。

### (会 議)

第 5 条 祝い隊は、市長が招集し、事業の実施に必要な事項を決定する際は、構成員同士の議論を行い決定する。

### (任 期)

第 6 条 祝い隊の構成員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

### (解 任)

第 7 条 市長は、祝い隊の構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) 辞退の申出があったとき。
- (3) その他市長が解任する必要があると認めたとき。

### (経 費)

第 8 条 祝い隊の経費は、市からの委託金その他の収入をもって充てる。

### (謝礼金)

第 9 条 祝い隊の公募による構成員への謝礼金は、予算の範囲内で支払うものとする。

### (事務局)

第 1 0 条 祝い隊に関する庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

2 事務局は、会議のとりまとめ、会議に諮る案件の素案作成、会議の進行等を行う。

### (補 則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、祝い隊設置に関し必要な事項は、祝い隊に諮って定める。